## 寄りが医療機関で受診した場合 四月から、 部負担金 七十歳以上のお年 限改定

部負担金額の上限 月額3,200円まで 月額5,300円まで ときは、 円まで 薬局で月額1,600円まで 円まで 薬局で月額2,650円まで 月5回まで

に支払う、

4月1日以降

定額

医療費の1割

医療費の1割

医療費の1割

定額

医療機関で月額1,600

医療機関で月額2,650

1日640円

看護に要する費用の

1日850円

月額3,200円まで

月4回まで

が左表のとおり変わります。 保険医療機関などで受診する 老人保健法の医療受給 月額3,200円まで

してください。

# 医療費を大切に

出し合う拠出金で賄い、 険やほかの社会保険などすべて 健の制度に基づいて、医療機関 の保険者が保険料などの一部を 市の負担金のほか、国民健康保 金を差し引いた費用を、国・県・ の窓口で支払う受診者一部負担 お年寄りの医療費は、 成り立 老人保

0

かかりつけ医を持ち、

市税の納期(平成14年度)

市県民

1期

2期

3期

4期

督促状があれば納められます。

固定資産 都市計画

2期

3期

4期

納税するときには、納税通知書を用意して金融 機関などへ。万一、納期が過ぎても納税通知書か

保険の保険証も必ず窓口に提示 者証のほか、加入している健康

健康な毎日を送りましょう。 っています。 用するため、次のことを心掛け、 この貴重な医療費を有効に利

軽自動車 国民健康

1期

2期

3期

4期

5期

6期

7期

8期

全期

医療機関の窓口で支払う老人保健一部負担金

定額

改正前

医療費の1割

医療費の1割

医療費の1割

円まで

円まで

1割

1日800円

月額3,000円まで

月額3,000円まで

月額5,000円まで

医療機関で月額1,500

薬局で月額1,500円まで

薬局で月額2,500円まで

看護に要する費用の

1日600円

月額3,000円まで

月5回まで

医療機関で月額2,500

月4回まで

巡りはやめましょう 定期検診 休養の健康三原則を守りましょ を受けましょう 栄養・運動・

外 来

診療所

病院

医療費の1

割を負担す

る病院・診療所で、院

外処方を受けた場合

訪問看護

入院の

または

ベッド数200床未満

ベッド数200床以上

院·診療所

院

ベッド数200床未満の病

ベッド数200床以上の病

または は訪問看護

-部負担金は今までどおりです。

ステーションが選択

が選択

は医療機関

接は随時行います。履歴書を用 ac.jp) を参照してください い合わせ= 同大事務局 ムページ (http://www.maebashi-it. ( jimu@maebashi-it.ac.jp) じ° その他= 詳しくは同大ホー 265 問 面

ー、ウインドウズ・ユニックス

対象 = ネットワーク関連サーバ

嘱託

職

酊

系コンピューター の維持管理が

務場所 = 前橋工科大

申し

込 勤

み= 4月10日

までにEメー

の六時間、

週三十時間程度

時間= 午前9時~午後9時の間

うます

できる人、一人(選考)

### **の** 市税 の納

### 期限, を守っ 付 <u>計</u> 圕

的

に

L١ 城南支所・各出張所窓口。 忙し 期は左表のとおりです。期限ま れています。平成十四年度の納 ぞれ納期(納める月)が定めら 金融機関および市役所収納課・ る場所は、 での納税をお願いします。 市税は、 人には口座振替が便利です。 市内に本支店のある 税の種類ごとにそれ 納め

. 問い合わせは収納課 6226 8

期= 4月30日 4月の納税 固定資産税・ まで 都市計画税第



税で街並みの整備

### 転 T) 百

納期

4月(30日まで)

5月(31日まで)

6月(7月1日まで)

7月(31日まで)

8月(9月2日まで)

9月(30日まで)

10月(31日まで)

11月(12月2日まで)

12月(25日まで)

1月(31日まで)

2月(28日まで)

事務= 2 外)の手続きは変更ありません。 会に移りました。 許可事務が、 農用地区域からの除外(農振除 県知事が行っていた農地転用 以下の農地転用の許 四月から農業委員 なお、

農地の 農業 可および付随する事務 が翌月17日ごろに変更

...問い合わせは農業委員会 8 9 0 6734**^**°

受け付けの締め切りが毎月15日 通常の場合で許可書の交付 内容=